平成２８年（フ）第１８２号
茨城県ひたちなか市西光地２丁目１番地14、前住所茨城県那珂市菅谷653番地８
破産者　長洲　道尋
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６８９号
横浜市旭区南本宿町144番地33　第２渡辺荘101、旧住所横浜市旭区中沢３丁目18番３号
破産者　伊東　大介
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８１号
横浜市保土ケ谷区明神台１番８―205号
破産者　杉原　雅之
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８２号
横浜市旭区今宿東町610番地２
破産者　杉原　忠雄
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９９号
神奈川県横須賀市湘南鷹取５丁目45番Ｓ―304号、破産手続開始決定時の住所横浜市金沢区乙舳町７番10号　野島パークハイツ202
破産者　青野　大樹
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７号
金沢市御影町13番21号
破産者　柏木　隆幸
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
山梨県富士吉田市上暮地５丁目12番11号
破産者　希代　高史
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1205番地１
破産者　豊﨑　令子
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３３号
岐阜県山県市梅原672番地２、前住所岐阜県美濃市志摩79番地
破産者　山中　昭彦
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県山県市梅原672番地２、前住所岐阜県美濃市志摩79番地
破産者　山中ゆかり
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
静岡県磐田市見付2860番地２
破産者　青島　　鎭
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
静岡県浜松市浜北区貴布祢118番地
破産者　鈴木　達也
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
大津市大萱４丁目４番10―105号、前住所大津市神領２丁目８番４号
破産者　山口奈王都
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
大津市木の岡町23番７―102号、前住所大津市下阪本２丁目17番35号
破産者　小原　光善
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田３番地フレグランス祝園201号、開始決定時の住所京都府宇治市小倉町天王36番地の48
破産者　寺島　　剛
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
京都府久世郡久御山町佐山北代２番地60、前住所大阪市淀川区野中南１丁目６番８号　レオパレスソフィアグレイス十三205号
破産者　ウィン・フローこと　齊藤　祥平
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
京都市伏見区羽束師菱川町610番地37
破産者　樫原　寿子（旧姓樋口）
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８６号
京都府久世郡久御山町市田鈴間13―17、住民票上の住所京都府久世郡久御山町東一口184番地
破産者　小林　賢秀
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９７号
滋賀県彦根市彦富町348―58　橋山武志方、住民票上の住所京都市中京区堀川通姉小路下る姉西堀川町507番地　ロザーンジュ堀川203号
破産者　片山　幸辰
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係